

静岡県告示第704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法法律第30号）第14条4項においてその例によることとされた生活保護法第55条の規定に基づき、次のとおり施術者を指定したので告示する。

令和6年11月12日

静岡県知事 鈴木康友

施術者	施術機関の名称	所在地・住所	区分	指定年月日
佐野 彩香	フレアス在宅 マッサージ 沼津施術所	沼津市 東熊堂 30-1	あん摩マッサージ指 圧、はり、きゅう	令和6年2月1日